

平成22年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月18日（木曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成22年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成22年2月10日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成22年2月18日（木） 午後2時30分
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時30分 開会

出席議員 19名

1番	山崎 数則	14番	丹生 則幸
2番	鎌田 基志	15番	安井 信之
3番	綾野 和男	16番	古市 弘
4番	三笠 輝彦	17番	中野 善正
5番	野口 勉	18番	池田 弘昌
6番	三谷 節三	19番	村瀬 秀則
7番	倉本 清一	20番	大北 秀穂
9番	芝 昇	21番	庄野 克宏
11番	三好 正志	22番	高木 堅
12番	矢野 昭男		

欠席議員 2名

8番	藤川 亘	10番	大賀 正三
----	------	-----	-------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格管理 グループリーダー	山崎 俊哉
副広域連合長	新井 哲二	事業課医療給付 グループリーダー	浜田 一昭
副広域連合長	藤井 賢	事業課保険料 グループリーダー	小川 泰史
事務局 局長	喜多 広志	総務課 主査	宮本 佳和
事業課 課長	石井 克範	議会事務局 局長	松下 俊一
総務課 総務 グループリーダー	田中 正徳	事務局 書記	八木 真澄

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第9号まで

議案第1号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第2号 平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第3号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業財政調整基
金条例の制定について

議案第4号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部改正について

議案第5号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

議案第6号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

議案第7号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員
の給与に関する条例の一部改正）

議案第8号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第3号）

議案第9号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第3号）

（提案説明・質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第9号まで

○議長（三笠輝彦君）これより平成22年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりでございます。



日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙の行われました観音寺市議会から、去る12月8日をもって選出されました大賀正三君の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において10番に指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において11番三好正志君及び16番古市 弘君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（松下俊一君）議案第1号～議案第9号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第9号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4議案第1号から議案第9号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成22年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の新年度予算案でございますが、平成22年度の予算編成に当たっては、現行の高齢者医療制度の負担軽減措置を平成22年度も継続して実施するなど、高齢者の方々の医療に対する安心を確保するため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

また、平成22年度及び平成23年度の後期高齢者医療保険料率につきましては、1人当たりの医療費の増加、医療給付費の算定期間が、23カ月から24カ月になったこと、後期高齢者負担率が、10%から10.26%に上昇したことなどから、負担の増加が見込まれます。

そこで、国においては、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせないように広域連合における剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しにより、負担の増加を抑制するよう各広域連合及び都道府県に協力を要請したところでございます。

こうした意向を踏まえ、本広域連合においては、他県の広域連合の保険料率改定状況や香川県との協議の中で、平成20年度及び平成21年度より見込まれる剰余金を活用し、高齢者の負担軽減を図るため、保険料率を引き下げることにしたものでございます。

まず、議案第1号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として166万3,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め、被保険者証等の更新に伴う郵送料として

の通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び維持管理費のほか、丸亀市を除く派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費など、合わせて4億6,566万1,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、医療費適正化事業費として懇話会開催経費や後発医薬品の使用促進のための普及・啓発に係る経費のほか、医療給付と介護保険給付との突合処理委託料、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託料など、合わせて775万9,000円を計上したものでございまして、以上、一般会計予算総額は4億7,558万3,000円となり、平成21年度当初予算に比べ金額で936万9,000円、率にして1.9%の減となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化事業費補助金を、第4款「繰越金」では、前年度繰越金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます被保険者の療養給付費を初め審査支払手数料を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費及び高額介護合算療養費を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費を、合わせて1,203億7,679万1,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金として8,661万円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和するための共同事業に対する拠出金として510万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施するための経費として3億4,729万5,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」では、市町が払い戻した過年度分の過誤納保険料等相当分を補てんするための経費として1,400万3,000円を計上したものでございまして、以上、

特別会計の予算総額は1,208億3,480万9,000円となり、平成21年度当初予算に比べ金額で21億6,785万1,000円、率にして1.8%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額療養費負担金、調整交付金、健診事業費補助金及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額療養費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第8款「繰入金」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減分の補てん経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度繰越金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業財政調整基金条例の制定についてでございますが、地方自治法第241条の規定に基づき、年度間の財源の不均衡を調整し、後期高齢化医療事業の健全な運営に資するため制定するものでございます。

主な内容といたしましては、まず、第2条では、基金として積み立てる額は、毎年度決算上生じた余剰金の2分の1を下らない額に、基金の運用から生ずる収益の金額を加えた額とするほか、財政運営上必要があると認めるときは、予算の定めるところにより積み立てることができるとするものでございます。

また、第5条では、後期高齢者医療事業の健全な運営に資するため必要があると認めるときは、その全部または一部を処分することができるとするものでございます。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の平成21年度第2次補正予算において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減措置に対する補てん経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されたことに伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成22年度もしくは平成23年度における保険料率の改定及び平成22年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者もしくは所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備するものでございます。

主な内容といたしまして、まず、第10条では、平成22年度及び平成23年度の所得割率を8.81%に、第11条では、被保険者均等割額を4万7,200円に改定するものでございます。

また、附則第19項では、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置を、附則第20項では、被保険者均等割額が7割軽減される被保険者に対する8.5割軽減措置を平成22年度においても継続して実施するため、新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案第6号香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についてでございますが、同組合を組織する地方公共団体である三豊総合病院組合が、平成22年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、その名称が三豊総合病院企業団となることに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となり、同協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号専決処分の承認についてでございますが、人事院勧告に準拠して12月期に支給する期末勤勉手当の支給割合等について、早急に改正する必要が生じたので、去る11月30日に香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正の専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行うとともに、不用額が生じる見込みであるもので、おおむね10万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたほか、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等に係る特別対策事業費など、国において補正予算措置等が講じられた関連事業費について措置したものでございます。

まず、議案第8号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、平成21年度の人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給割合の引き下げや時間外勤務時間の減少等による職員手当等の減額、被保険者証等の発送件数が当初の予定を下回ることとなったことによる通信運搬費の減額、第三者行為求償事務が当初の予定を下回る見込みとなったことによる事務手数料の減額、医療費通知等の発行件数の減少やレセプト2次点検の運用見直し等による委託費の減額、入札制度等の実施による備品購入費の節減など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどが

ら、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」では、きめ細やかな相談を実施するための体制整備としての高額介護合算療養費支給義務委託費や市町が実施する人間ドック等の補助金、医療費適正化事業としての保険者協議会負担金を措置するほか、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成22年度における保険料の減額のための補てん経費として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金への積立金として増額補正するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。今回の補正額は、9億3,467万1,000円の増額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、16億1,331万7,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を減額補正するほか、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化事業に係る補助金や被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成22年度における保険料減額の補てん経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第4款「繰入金」では、基金及び特別会計からの繰入金を、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、それぞれ補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第9号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、医療費が当初の予定を下回る見込みとなったことから療養給付費負担金を、第2項「高額療養諸費」では、医療費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから高額療養費負担金及び高額介護合算療養費を減額補正し、第3項「その他医療給付費」では、支給件数が当初の予定を上回る見込みとなったことから、葬祭費負担金を増額補正するものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費について各広域連合が共同して負担する共同事業への拠出金が当初の予定を下回る見込みとなったことから、減額補正するものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、健康診査の受診者数が当初の予定を下回る見込みとなったことから、減額補正するものでございます。

また、第6款「基金積立金」は、平成20年度における歳計剰余金の一部を後期高齢者

医療事業財政調整基金への積立金として措置するものでございます。

また、第7款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金等」では、平成20年度の医療給付費等に係る国庫負担金や県負担金のほか、健診事業費に係る国庫補助金の超過額を過年度収入清算返還金として、第2項「繰出金」では、長寿・健康増進事業に係る経費として交付される特別調整交付金を、一般会計への繰出金として、それぞれ措置するものでございます。

以上が後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございます。今回の補正額は、2億8,727万円の減額補正となり、これを補正前の予算額から差し引きいたしますと1,183億8,218万8,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」の療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」の第1項「国庫負担金」では、療養給付費負担金を、第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金及び健診事業費補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金を、それぞれ減額補正するとともに、第8款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第9款「諸収入」、第3項「雑入」では、第三者納付金、返納金及び雑入を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成22年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業財政調整基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）を採決いたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出をいたしました諸議案につきまして御議決を賜り、まことにありがとうございました。

さて、国におきましては、新たな制度のあり方を検討するために、昨年11月に厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」を設置いたしまして、本格的な議論をスタートさせるとともに新制度創設までのスケジュールを提示いたしております。

それによりますと、今後1年をかけて制度決定の検討を進めていく中で、今年の夏ご

ろには新たな制度の方向性に関する「中間取りまとめ」を行った後、地方公聴会等を開催をして本年末までには「最終取りまとめ」を行い、平成23年の来年の通常国会において法案成立を図り、実施体制の見直し、広報等の施行準備に約2年間をかけて、平成25年4月には新しい制度に移行するというスケジュールとなっております。

本広域連合といたしましては、これら国の動向に注視をしながら、適正かつ効率的な事業運営に鋭意努めてまいりたいと存じておるところでございます。

どうか議員皆様方におかれましても、今後ともより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三笠輝彦君）これにて平成22年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時58分 閉会

会議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 三 好 正 志

議 員 古 市 弘